

佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託公募型プロポーザル
実施要領

公表日:令和7年8月26日(火)

1. 目的

須恵町コミュニティバスは、地域住民の日常生活のための交通手段を確保し、もって町民の福祉の向上に寄与することを主たる目的として佐谷～東志免線(仮称)運行業務を実施する。

この事業の円滑な実施について、必要な人的・物的資源を持つ事業者の支援を求めるため、本事業の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを定めたものである。

2. 業務の概要

(1)業務名

佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託

(2)業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4)価格上限額

58,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

内訳:令和8年度 29,000,000円

令和9年度 29,000,000円

ただし、この金額は契約予定価格でなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること

(5)契約保証金

契約締結と同時に、須恵町契約規則(令和7年規則第3号)第37条の規定に基づき、契約保証金(契約額の10/100以上)を納付しなければならない。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除できる場合がある。

ア. 落札者が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ. 落札者が過去2年の間に本町並びに国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

3. 提案資格

本案件に参加できる者は、実施要領の公表日から応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとする。応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

(2)須恵町から指名停止措置等を受けていないこと

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと

(5)労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと

(6)納付すべき国税及び地方(県・市町村)税を滞納していないこと

(7)過去に同種業務を履行した実績があること

- (8)営業に関し、許可・認可・登録等を必要とする場合において、これを得ている者であること
 (9)福岡県内に本店・支店等の事業所を有すること。

4. 質問及び回答

本事業の内容に不明点がある場合は、下記提出先まで質問書(様式第8号)を電子メールにて送信後、電話にてメール送信した旨を連絡すること。電話、FAX、郵送並びに口頭での質問は受け付けない。

(1) 質問書提出期限

令和7年9月3日(水)17:00必着

※期限を過ぎた質問には回答を行わない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月5日(金)17:00までに須恵町公式ホームページに回答を掲載する。
 個別回答は行わない。

(3) 質問書提出先、メール送信連絡先

須恵町役場 まちづくり課「佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託」担当宛て

TEL:092-932-1151(代)(内線342)

E-mail:koutu@town.sue.lg.jp

※メールの件名は「**【質問の送付】(社名)佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託**」とすること。

5. 申込方法及び技術提案書の提出

(1) 参加申込

ア)提出書類 **【提出期限:令和7年9月9日(火)17:00までに必着すること】**

No	申込書類の内容	様式	部数	注意事項
①	参加表明書	様式第1号	各1部	
②	会社概要書	様式第2号		
③	会社概要参考資料(会社案内・パンフレット等)	—		
④	登記事項証明書(全部事項証明書)	—		
⑤	国税(法人税・消費税)に未納、滞納がない証明書(その3の3)	—		
⑥	都道府県税(法人県民税・法人事業税)に未納、滞納がない証明書	—		
⑦	市町村税を滞納していないことの証明書	—		
⑧	直近年度の決算資料(財務諸表)	—		
⑨	業務実績調書	様式第3号		
⑩	担当予定者の業務実績及び業務実施体制調書	様式第4号		
⑪	委任状(契約権限を支店等に委任する場合のみ)	任意様式		

※④⑤⑥⑦は3か月以内に発行されたものに限る。写しも可能とする。ただし、令和6・7年度

須恵町競争入札参加資格「有」の場合は、④⑤⑥⑦⑧⑪を省略できる。

※⑪を提出する場合、⑥⑦の証明は、委任する支店等が所在する場所のものとする。

イ)提出方法

持参・郵送のいずれかとし、①から④の順番に並べ提出すること。提出期限内に全ての書類が揃っていない場合、参加申込を無効とする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、ア)提出書類に記載された提出期限までに到着したものに限り受理する。

(2) 技術提案書

ア)提出書類 【提出期限:令和7年9月17日(水)17:00までに必着すること】

No	技術提案書類の内容	様式	部数	注意事項
①	技術提案書表紙	様式第5号	1部	
②	技術提案書(表紙は様式第5号を使用すること)	任意	8部	正1、副7部
③	見積書	様式第6号	8部	正1、副7部
④	見積書の内訳(③の詳細見積)	任意	8部	正1、副7部

※優先交渉権者となった事業者のみ、協議終了後、③④を契約締結前に再度提出すること。

イ)提出方法

持参・郵送のいずれかとし、①から④の順番に並べ提出すること。提出期限内に全ての書類が揃っていない場合は無効とする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし提出期間までに到着したものに限り受理する。

ウ)提出書類作成上の留意事項

○提出書類は、A4判両面印刷で左綴じとする。

○目次及び各ページに通し番号を付けること。

○③見積書に添付する見積内訳書は、人件費、直接経費、一般管理費等について積算根拠を詳細に記載すること。

○**副本については、全ての書類において、事業者を特定できる情報(事業者名、代表者名、会社のロゴ、住所等)を削除して提出すること。**

○提出後における資料の差替え及び追加は認めない。

エ)無効となる技術提案書

次のいずれかに該当する技術提案書は、無効とする。

○本要領に規定する内容、条件等に適合しないもの。

○見積金額が提案上限額を超えるもの。

○記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

○記載内容に虚偽があるもの。

オ)辞退の申し出

参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、速やかに下記『問い合わせ先』に連絡し、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。提出期限は、令和7年9月17日(水)17:00までとする。

※参加申込した者で、提出期限までに技術提案書又は参加辞退届のどちらも提出がなかった場合は、本案件の申し込みを辞退したものとみなす。

(3)申込書類及び技術提案書提出先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 まちづくり課 「佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託」担当宛て

TEL:092-932-1151(代)(内線342)

6. 選定方法

(1) 選定方式

町職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が5者を越えた場合のみ、1次審査(書類選考)を行う。後日、2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行い、2次審査の評価点数で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。ただし、同点の場合は、総合的な審査により候補者を選定する。

審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の60%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直し又は中止とする。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとする。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問は一切受け付けない。詳細について確認したい場合は、須恵町所定の手続きによる情報開示請求を行うこと。ただし、「須恵町プロポーザル方式取扱規程」又は情報開示の規定に基づき、公開できない情報等もあることに留意すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 日時

令和7年9月26日(金) ※時間・場所等の詳細は、対象者に別途通知。

② プレゼンテーションの方法

1提案者につき20分以内でプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション後に審査委員より10分以内の質疑時間を設けるので、それに対する回答を行うこと。

③ プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者が行うこと。

④ プレゼンテーションに必要な機器の準備

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。端末等の機器は提案事業者で用意すること。なお、準備、片付けの時間を各5分間で行うこと。

⑤ その他

プレゼンテーションの提案順序は、参加表明書を提出し受理された順番とする。当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)で行うこと。

(3) 審査基準

1次審査については、別添「仕様書」に記載の条件を満たしているか総合的に審査する。

2次審査については、本実施要領の6ページのとおり。

(4) 審査結果の通知

結果は令和7年9月29日(月)に郵送にて発送する。なお、受託候補者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができるものとする。

7. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに須恵町と詳細を協議するものとし、この時、改めて須恵町から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

8. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本業務期間中に、前記「3. 提案資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- (2) 応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- (3) 2次審査(プレゼンテーション)に欠席したとき
- (4) 一団体で複数の提案をしたとき
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- (7) 法令並びに須恵町の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- (8) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、技術提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成費用、旅費等)は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。ただし、須恵町が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルにおける情報提供基準は、「須恵町プロポーザル方式取扱規程」第19条に基づき行う。応募者は、同規程の情報提供基準について同意したものとみなす。
- (4) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き変更することはできない。
- (5) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (6) 本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかにまちづくり課まで文書で連絡すること。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはないものとする。ただし、契約締結後の取り下げは、関係法令等に基づき対応する。
- (7) 質問事項の締切以降、本事業に係る質問は受け付けない。
- (8) 本プロポーザルの申請にあたり生じた通信事故等について、本町はいかなる責任も負わない。

10. スケジュール

(1)実施要領等の公表	8月26日(火)
(2)質問書提出期限	9月3日(水)17:00 必着
(3)質問書への回答(町HPにて公表)	9月5日(金)17:00までに公開
(4)参加申込期限	9月9日(火)17:00 必着
(5)1次審査(書類選考)結果通知発送	9月11日(木)
(6)応募書類提出期限	9月17日(水)17:00 必着
(7)2次審査(プレゼンテーション)	9月26日(金)
(8)2次審査結果通知発送	9月29日(月)
(9)業務委託契約の締結	10月上旬

※質問、応募書類等は(1)実施要領等の公表日から提出可能とする。

※(7)2次審査(プレゼンテーション)の詳細については、対象者に別途通知する。

11. 問い合わせ先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 まちづくり課 「佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託」担当宛て
TEL:092-932-1151代(内線342) FAX:092-933-6579
E-mail:koutu@town.sue.lg.jp

佐谷～東志免線(仮称)運行業務委託に伴う公募型プロポーザル 審査基準

審 査 項 目		配点
1.業績実績(10)	・業務を確実に遂行できる実績と経験	10
2.運行体制(25)	・事故やダイヤの遅れ、乗りこぼし等の不測の事態への有効な対応が期待できるか	5
	・乗客からの苦情要望への対応について	5
	・運賃徴収及び管理について	5
	・バリアフリー推進等の観点から、高齢者や障がい者、親子連れ(押し車やベビーカー等)がバスを利用する際の対応について	5
	・不慮の事態により運転者や車両及び路線変更が必要となった場合の緊急時の対応について	5
3.運転手等の人材確保、研修計画(30)	・安定的な運営を行うにあたっての人員体制について	10
	・運転者の募集計画や採用方針が具体的に示されているか	10
	・突発的な欠員に対応できる体制が整えられているか	5
	・運転手等の資格取得支援や研修計画について	5
4.安全管理(5)	・交通安全、事故防止及び車両管理の取り組みについて	5
5.独自提案(5)	・自家用有償旅客運送業務への独自提案について	5
6.ヒアリング(5)	・業務への意欲、実行力を感じられるか	5
7.見積金額(20)	・効率的な経費の執行による、経済性に優れた見積金額が提案されているか(評点＝20×最低見積額/提出見積額) ※小数点以下第一位切り捨て	20
合 計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。